

第五次厚木基地騒音訴訟地裁判決に関する知事コメント

令和6年11月20日

- 本日、横浜地方裁判所において、いわゆる「第五次厚木基地騒音訴訟」の判決が言い渡されました。
- 判決内容の詳細については承知していませんが、今回の判決では、空母艦載機移駐後の騒音の低下が認められるなど、従来の司法判断が変更されたと聞いています。
- 一方で、厚木基地周辺において、受忍の限度を超える騒音被害が発生しているという事実が変わりはなく、国においては、騒音被害の深刻さを改めて重く受け止めるべきです。
- 県としては、引き続き、関係市と連携し、騒音問題の抜本的な解決に向けて、粘り強く国及び米側に働きかけてまいります。

(問合せ先)

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 舘野 電話：045-210-3370

課長代理 川東 電話：045-210-3375